

\*\*\*\*\*

平成 2 3 年 第3回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 2 3 年 7 月 2 9 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号（7 月 2 9 日）

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○遅 参 議 員 .....	1
○早 退 議 員 .....	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開 会 宣 告 .....	2
○開 議 宣 告 .....	2
○議会運営等諸般の報告 .....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
○日程第 2 会期決定の件 .....	2
○日程第 3 報告第 2 号 .....	2
○日程第 4 報告第 1 号 .....	3
○日程第 5 議案第 1 号 .....	5
○日程第 6 議案第 2 号 .....	6
○閉 会 宣 告 .....	7



平成 2 3 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 7 月 2 9 日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 7月29日 1日間  
第 3 報告第2号 議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件  
第 4 報告第1号 専決処分報告の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
第 5 議案第1号 専決処分の承認を求める件（平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））  
第 6 議案第2号 財産取得の件（業務用ネットワーク機器）
- 

○出席議員（14名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 岡本康裕君  | 2番  | 村上和子君 |
| 3番  | 岩田浩志君  | 4番  | 谷忠君   |
| 5番  | 米沢義英君  | 6番  | 今村辰義君 |
| 7番  | 一色美秀君  | 8番  | 岩崎治男君 |
| 9番  | 中村有秀君  | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君  | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |
- 

○欠席議員（0名）

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |          |       |        |       |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長       | 向山富夫君 | 副町長    | 田浦孝道君 |
| 会計管理者    | 中田繁利君 | 総務課長   | 田中利幸君 |
| 防災担当課長   | 伊藤芳昭君 | 産業振興課長 | 前田満君  |
| 町民生活課長   | 北川和宏君 | 建設水道課長 | 北向一博君 |
| 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |        |       |
- 

○議会事務局出席職員

- |    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 野崎孝信君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主事 | 新井沙季君 |    |      |

午前10時30分 開会  
(出席議員 14名)

### 開会宣告

**議長(西村昭教君)** 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名であります。これより平成23年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

### 開議宣告・議会運営等諸般の報告

**議長(西村昭教君)** 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**議長(西村昭教君)** 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

**事務局長(野崎孝信君)** 御報告申し上げます。今臨時会は7月26日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案2件及び報告1件並びに議会運営委員長から報告のありました議員派遣結果報告の件であります。

なお、議案第2号財産取得の件は、本日、お手元に配付をいたしました。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

**議長(西村昭教君)** 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

**議長(西村昭教君)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 佐川典子君

13番 長谷川徳行君

を指名いたします。

### 日程第2 会期決定の件

**議長(西村昭教君)** 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### 日程第3 報告第2号

**議長(西村昭教君)** 日程第3 報告第2号議員派遣結果報告(全道議員研修会ほか)の件について、報告を求めます。

議会運営委員長 中村有秀君。

**議会運営委員長(中村有秀君)** ただいま上程いただきました報告第2号議員派遣結果報告(全道議員研修会ほか)の件について、報告書の朗読によって、報告申し上げます。

議員派遣結果報告書。平成23年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成23年7月29日。

上富良野町議会議長 西村昭教 様。

議会運営委員長 中村有秀。

記。件名 北海道町村議会議員研修会及び先進市町村行政調査。

#### 1、調査及び研修の経過。

平成23年7月5日、全議員14名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加するとともに同じく7月6日、江別市においてエネルギーに関し先進地行政調査を行った。

#### 2、調査の結果。

##### (1) 北海道町村議会議員研修会(札幌市)。

研修会において、東京大学先端科学技術研究センター教授 御厨貴氏と経済評論家 内橋克人氏による講演が行われた。東京大学先端科学技術研究センター教授

御厨貴氏からは、菅政権と民主党、2大政党政治の危機はどうして陥ったのか。また、どうしたらこの危機的状況から抜け出せるかのそれぞれのテーマに沿って、講演が行われた。

経済評論家 内橋克人氏からは、東日本大震災の被災地における現地の状況と課題のほか日本企業が中国などのアジアへ進出することで国内の雇用が問題となり、失業者が増加している。また、多くの穀物を外国に依存しているため、国家的な危機への対処が必要であり、農業、食料、エネルギーの自給圏の形成の必要性などについて講演が行われた。

##### (2) 先進地行政調査。

①「ほくでん総合研究所」(江別市)において、次により視察を行った。

- ・寒冷地向けヒートポンプの高効率化に関する研究。
- ・人口着雪実験装置(送電線のギャロッピング(送電線が上下に激しく振動する現象)や着雪対策に関する研究)。
- ・反音響室(音響測定)。
- ・水理膜型実験装置(ダムの土砂流入制御評価)。
- ・電力設備点検支援装置(メカトロ技術の活用)。
- ・水力・土木設備の診断・保守高度化に関する研究。
- ・石炭灰混合レンガの開発、商品化成功(2次製品への有効利用)。
- ・石炭火力発電所から発生する石炭灰の土壌改良剤への適用を豪州の大学と共同研究。
- ・水かけ流し空調方式による新しいチーズ熟成方式を採用した熟成庫の研究開発。

② 江別市役所と市内の「いずみ野小学校」において、太陽光発電システムの実証実験施設の視察を行った。

この施設は平成21年に経済産業省の「低炭素社会に向けた技術発掘・社会システム実証モデル事業」として取り組んだもので、現在は江別市に無償貸与され、今後において4.5年を目途に研究が継続される予定である。太陽光発電は気温が1度下がると0.5%の発電効率が上がるとされ、北海道に優位であるが、一方で積雪寒冷地の問題である積雪、着雪、降雪の影響を受けるためその実証実験を行っている。

市役所本庁舎の壁面に設置されたベランダ型太陽光発電システムは太陽光パネルが54枚設置され、年間に一般家庭3軒分の年間電気使用量に相当する電力量が発電されている。設置の太陽光パネルは、設置角度が90度と75度にそれぞれ設置され、角度の違いによる発電効率の実験を行うとともに市役所1階には、発電の状況を示すモニターパネルが設置され、市民がひと目で発電量などが分かる仕組みとなっている。

同じく、市内のいずみ野小学校の隣接地に地上設置型の太陽光パネルが87枚設置され、年間に一般家庭5軒分に相当する電力量が発電されている。この施設は積雪を考慮し、地上から2メートルの高さに設置され、設置角度や設置の段数、設置フレームの有無など季節、天候、積雪などの影響を調査しており、施設内にはモニターカメラが設置され、離れた場所から確認できる仕組みとなっている。

また、学校の校舎内には発電の状況を示すモニターパネルが設置され、児童の学習にも役立っている。

以上、太陽光発電の実証実験施設の視察を行ったが、太陽光パネルによる発電量、発電コストのほか設置場所

の確保の課題はあるが、世界的に地球の環境問題の中で自然エネルギーの普及が求められており、当町においても学校施設を含め公共施設における積極的な設置の検討が必要である。

以上、議員派遣結果をいたすとともに質疑のうえ、お認めくださるようお願いいたします。

**議長(西村昭教君)** ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**議長(西村昭教君)** 御質疑がなければ、これをもって、議員派遣結果の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号

**議長(西村昭教君)** 日程第4 報告第1号専決処分報告の件(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長

**町民生活課長(北川和宏君)** ただいま上程いただきました報告第1号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

国におけます平成23年度の税制改正法案の成立が平成23年3月末になりますことから、3月定例議会におきまして、町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきましたが、期限の到来する税負担の軽減措置等をはじめとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置を法案から分離する修正が6月10日衆議院において、承諾されたところです。

これらの措置について、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」が同日国会に提出され、6月22日参議院におきまして可決され、同法案が成立し、6月30日公布されたところです。

これを受けまして、条例の公布日が法律の公布日と同一日となるよう直ちに改正条例の公布をする必要があるため、平成23年6月30日をもちまして、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

なお、修正により存置された法案につきましては、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」として、現在衆議院において審議中であります。

今回の町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

第1点目としまして、個人住民税における寄附金税制

の拡充であります。

第2点目としまして、租税罰則の見直しであります。

第3点目としまして、税負担軽減措置等に係る肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の縮減延長であります。以上が主な改正点であります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第1号。専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

1、処分事項。上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

1、上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

平成23年6月30日。

上富良野町長 向山富夫。

次のページを、お開き願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（上富良野町税条例の一部改正。）

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、大量の条文改正となりますために、条例の朗読を省略させていただき、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第26条は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるものであります。

第34条の7は、個人町民税に係る寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものの追加及び寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

次に2ページをお開き願います。

第36条の2は、条例第34条の7の改正による条文の整理であります。

第36条の3は、地方税法施行規則の改正による条文の整理であります。

第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料を

3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第61条は、地方税法の改正による条文の整理であります。

第65条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第88条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料を10万円以下とするものであります。

第105条の2は、鉱産税に係る不申告に関する過料を10万円以下とするものであります。

次に、3ページをお開き願います。

第107条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第133条は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものであります。

第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を10万円以下とするものであります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における地方税法の改正による条文の整理であります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、免税対象から除外する飼育牛の売却頭数を「2,000頭を越える部分」から「1,500頭を越える部分」に縮減し、その適用期限を平成27年度まで延長するものであります。

次に、4ページをお開き願います。

附則第10条の2は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による条文の整理であります。

附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2及び附則第20条の4は、条例附則第7条の4の改正による条文の整理であります。

次に、5ページをお開き願います。

別表第1は、条例第34条の7の改正による表の整理であります。

次に、6ページをお開き願います。

別表第2は、条例第34条の7の改正による表の追加



であります。

(上富良野町税条例の一部を改正する条例の一部改正)。

第2条、上富良野町税条例の一部を改正する条例(平成20年上富良野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項は、条例第34条の7の改正による条文の整理であります。

附則第2条第10項、同条第17項及び同条第22項は、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長するものであります。

(上富良野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)。

第3条 上富良野町税条例等の一部を改正する条例(平成22年上富良野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条及び附則第2条は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、施行日を2年延長するものであります。

改正附則は、改正後の条例について、原則として公布の日の平成23年6月30日から施行することとなりますが、附則第1条第1号から次の7ページの第4号までに掲げる規定は、それぞれの項目について、施行日を定める条文であります。

次に、7ページから8ページの附則第2条から附則第5条は、町民税、固定資産税、町税条例の一部を改正する条例の一部改正及び罰則に関する経過措置を規定しているものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長(西村昭教君)** ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**議長(西村昭教君)** 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

## 日程第5 議案第1号

**議長(西村昭教君)** 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求める件(平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**総務課長(田中利幸君)** ただいま上程いただきました

た議案第1号専決処分の承認を求める件、平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の専決処分を行いました要旨について、御説明を申し上げます。

本件は7月14日から15日の集中豪雨によりまして、道路・河川・農道等に被害が発生いたしましたことから、緊急に対応するために災害復旧費1億2,300万円の予算措置を講じ、歳入の全額を特別交付税として補正予算を調製して、7月15日付けで専決処分を行ったところであります。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして御説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号。専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)

裏面を御覧ください。

専決処分書。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年7月15日。

上富良野町長 向山富夫。

次ページに移ります。

平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,289万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方交付税、1億2,300万円。  
歳入合計、1億2,300万円であります。

2、歳出。

13款災害復旧費。1億2,300万円。  
歳出合計は1億2,300万円であります。

以上、議案第1号専決処分の承認を求める件。平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**議長(西村昭教君)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番、米沢義英君。

**5番(米沢義英君)** 何点か質問したいと思います。

まず、第1点目には今回この資料の中では、中長期計画による根本的な改善を要するところという形で、4地域が指定されて改善しようということですが、実際、現場を見ましたら何回も何回も土砂が流出したり、側溝の受け入れが小さかったりで溢れて土砂が流出しているという状況があります。そういうことを考えますと、考え方なんです、これ以外にも実際に現場を見て、そういった対象がまだあると私は考えておりますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。そういった意味ではエバナマエホロカンベツ川の新屋、芳賀地先もそうですが、こういうものも含めて、もう一度根本的に改善を要する地域を見直す必要があるし、改めて再調査する必要があると思いますが、この点、どのように解決されようとしているのか、お伺いいたします。

2つ目には中長期計画という形で、当面の対策は河床を下げるだとか、護岸を上げるだとかというふうになっておりますが、具体的にそういう対処をしなければ、また、こういったところでも再度繰り返されるわけですから、ぬかりなくやるというのは必要です。同時に自然災害ですから、いくらこちらがある程度したとしても、それを乗り越えるような水の流出があるということも考えられます。しかし、いずれにしてもきっちりとした対策というのは、絶対必要だと考えますので、当面の対策を含めて、考え方と中長期計画を何年ぐらいの期間で、これを根本的に解決しようとしているのか、大まかであると思いますが、分かればお知らせしていただきたいと思っております。

**議長(西村昭教君)** 技術審査担当課長、答弁。

**技術審査担当課長(松本隆二君)** 米沢議員の御質問にお答えいたします。まず、4か所以外に根本的な改修が必要な箇所はないかという御質問ですけれども、なか

には当然何箇所かございます。その中で一番重点に置いているのが、下流の断面が確保していなければ1区間整備されても、被害を下流に移動するだけという考えでございますので、再度、下流がどのような状況になっているのか再調査をいたしまして、今後、計画を見直していきたいと思っております。

2点目のそれまでに、考えといたしましては大きな費用をかけないで、かさ上げ等を行って、当面の災害を防ぐために、部分的に取り付け道路の断面を大きくしたり、ブロックのかさ上げ等をいたしまして、当面の災害を防ぐ目的で今回費用を計上してございます。

それから、3点目の中長期計画を具体的に何年に施工するかという御質問については、これから出来るだけ国の補助なり、道営が事業主体になる事業をこれから打合せいたしまして、早急に計画を立てて、はっきり何年後とは言えませんが、出来るだけ早く対処していきたいと思っておりますので御理解よろしくお伺いいたします。以上です。

**議長(西村昭教君)** ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第6 議案第2号

**議長(西村昭教君)** 日程第6 議案第2号財産取得の件(業務用ネットワーク機器)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長(田中利幸君)** ただいま上程いただきました、議案第2号財産取得の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、平成15年度に公共イントラネット整備事業により整備したネットワーク設備のうち、耐用年数を過ぎて老朽化した送受信装置を更新いたしまして、業務系ネットワークの安定化及び強化を図ろうとするものであります。

購入に当たりましては、行政ネットワーク設備等で納入実績のある3社を指名いたしまして、7月28日入札の結果、リコージャパン株式会社が1,157万1,075円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1,214万9,628円でございます。

参考までに、2番札は株式会社美唄未来開発センターの1,330万円でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第2号。財産取得の件。

業務用ネットワーク機器を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的。業務用ネットワーク機器。

2、取得の方法。指名競争入札による。

3、取得金額。1,214万9,628円。

4、取得の相手方。北海道旭川市東3条西5丁目。リコージャパン株式会社 道北営業部 部長 富澤学。

5、納期。平成23年12月31日。

これをもちまして、議案第2号財産取得の件の説明といたします。

御審議をいただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長(西村昭教君)** これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**議長(西村昭教君)** なければこれをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

---

### 閉会宣告

**議長(西村昭教君)** これにて、平成23年第3回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時03分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 23 年 7 月 29 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 佐 川 典 子

署 名 議 員 長谷川 徳 行